

避難確保計画作成のポイント

- ◆ 近地津波と遠地津波といった津波到達時間の違いを踏まえ、**避難誘導等の活動可能時間を判断し、防災体制を検討**してください。
※津波到達までの正確な時間を記載するのではなく、津波発生時、直ちに避難しなければならない場合と、津波到達までに時間の余裕がある場合で検討してください。(記載例 3. 防災体制参照)
- ◆ 夜間や休日における従業員の非常参集ルートを津波を避けた設定とすることや、ライフジャケットを着用する等、**従業員の安全確保に配慮**してください。
※緊急時における連絡体制（連絡網及び連絡方法）についてあらかじめ定めておく必要があります。
※誘導員の配置や使用する資機材等を具体的に定めておく必要があります。
- ◆ 独歩、護送（車椅子）、担送（寝たきり）など**利用者の移動能力に応じて、搬送具等の資機材の活用を検討**してください。
※避難する際は、原則徒歩ですが、車両でしか避難できない事情がある場合などは、必要に応じて車両の使用はやむをえません。
- ◆ 緊急避難場所までの避難が困難な場合、対象施設や近隣施設の上層階を一時避難場所として設定し、照明等の**最低限必要な資機材を記載**してください。
※避難確保資機材の一覧を記載してください。(記載例 6. 避難の確保を図るための施設の整備参照)
- ◆ 入院（所）者家族への連絡方法を事前に調整することや、緊急避難場所・避難経路を施設内に掲示する等、**事前の準備を記載**してください。
※緊急避難場所の周知や避難経路については、宇部市ホームページに掲載している宇部市津波ハザードマップを御利用ください。
※計画への記載については、記載例 5. 避難誘導の(3)避難誘導方法を参照してください。
- ◆ 既に、消防計画や洪水時の避難確保計画等を定めている場合は、**既存の計画に本手引きの項目を追加することでも対応可能**です。